**「安全衛生診断」に係る確認書**

「安全衛生診断」をお申し込みの事業場様へ

　本確認書は、貴事業場における労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関する取組み状況について確認させていただくものです。

　次の枠内に記述された２つの内容で該当する**□**にレ印を記入し、安全衛生指導申込書と一緒にご提出ください。いずれかに該当することが、安全衛生診断の申込要件となります。

**□**　当事業場は、現在、OSHMSの導入予定はありません、

　　　　　　　　またはOSHMSを導入、運用※１していません。

**□**　当事業場は、直近でOSHMSの導入予定があります、

　　　　　　　　または既にOSHMSを運用していますが、中災防 安全衛生マネジメントシステム審査センター（審査センター）の第三者認証の認証審査に申請※２しません。

　（注）上記に該当しない事業場（審査センターのISO45001/JIS Q 45100認証、又はJISHA方式適格OSHMS認証を取得している）は、安全衛生診断を利用することはできません。

※１　「OSHMSの導入、運用」とは、第三者認証の取得の有無に関わらず、次の基準・規格等の導入を予定している、または実施・運用していることを意味します。

①　厚生労働省　労働安全衛生マネジメントシステム指針

②　JISHA方式適格OSHMS基準　　　　③　COSHMS

④　ISO45001/JIS Q 45100　　　　　　　⑤　OHSAS18001

⑥　その他①～⑤に類するOSHMS基準（業界ガイドラインなど）

※２　「認証審査に申請」とは、今回、安全衛生診断をご利用になった場合、一定期間、審査センターの第三者認証に申請、受審することができません。

【本確認書を求める理由】

　中災防の審査センターは、2017年よりマネジメントシステム認証機関としてISO45001 / JIS Q 45100 の認証事業を開始し、わが国の労働災害の減少に役立つ、公平・公正な認証活動を進めております。

　本確認書は、中災防の安全衛生診断を希望する事業場様が、安全衛生診断をOSHMSの確立、実施などのために活用し、その直後に審査センターの第三者認証を受審されることのないよう、事前に確認させていただくものです。

　ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら技術支援部安全衛生管理支援課(03-3452-6404)までお問い合わせください。